

(参考) 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について (運用通知)

(別記4)

特定有人国境離島漁村支援交付金の対象経費

1 雇用を創出するための取組

区 分	内 容
<p>a 設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費^(注)</p> <p>(注) 本事業着手後に購入した資産に係るものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、借料(設置費、据付工事費を含む。)又は減価償却費 ・事業の用に供する建物及び建物附属設備の取得費又は改修費(建物と住居等が明確に分かれているものに限る。) ・上記設備導入に伴って要する解体・処分費 ・新たな漁業の用に供する漁船・漁具等の取得費・改修費又は減価償却費
<p>b 増員した従業員に必要な備品購入費又は借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・増員した従業員に必要な備品の購入費又は借料(設置、据付工事を含む。)
<p>c 広告宣伝費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ・パンフレット製作費、DM製作・配布・郵送費 ・商品の出店料、プロモーション等の販売促進費
<p>d 店舗等借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶・店舗・事業所の借料(店舗・事業所については、住居等と明確に区分されているものに限る。)
<p>e 人件費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起業及び事業拡大に必要な事業専従者給与(ただし、支援対象は1人に限り、配偶者は対象としない。また、起業を行う離島が属する都道府県庁所在地の年平均勤労者の所得を限度額とする。) ・起業及び事業拡大に必要な従業員の給与(事業拡大の場合は、事業拡大に伴い新たに雇用する者のみを対象とする。被支援者である法人の代表者と生計を一にする親族の給与又は賃金については、前述の事業専従者と同じ扱いとする。) ・起業及び事業拡大に必要なパート・アルバイトの賃金(被支援者である法人の代表者と生計を一にする親族の給与又は賃金については、前述の事業専従者と同じ扱いとする。)
<p>f 島外からの事務所移転費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費、その他移転を促進するための諸経費
<p>g 従業員の資格取得・講習受講経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得・講習受講(小型船舶免許、クレーン技師等)に係る経費
<p>h 燃油費(船舶が使用するものに限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する船舶の運航に係る重油、軽油等の燃油費
<p>i 漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費。光熱費については陸上養殖に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業及び養殖生産に要するえさ代 ・養殖生産に要する種苗購入代金及び母貝・親魚・原藻の購入代金(真珠の核の代金を含む。) ・漁獲物及び養殖生産物の鮮度保持に必要な氷代 ・漁獲物及び養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要する容器代

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物及び養殖生産物を卸市場等で販売する場合に徴収される販売手数料等の経費 ・漁獲物及び養殖生産物を冷蔵庫等で保管するのに要する経費 ・陸上養殖に要する電気、ガス、燃油等の経費（水道代を除く。）
--	--

※事業専従者とは、白色申告又は青色申告を行っている個人事業者と生計を一にしている15歳以上の親族で、当該個人事業者が営む業務に専ら従事（年6月より長い期間）する者をいう。また、本事業の支援対象となる事業専従者の給与は、本事業の支援を受けて新たに起業した事業又は拡大した事業に従事した労務の対価に限られる。なお、事業専従者は「青色事業専従者給与に関する届け出」が税務署に受理されている者又は所得税の確定申告において「白色事業専従者控除」の適用を受けている者に限る。

※区分のh及びiについては、新規起業の場合のみ対象とする。

2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

区 分	内 容
a 資材費	取組に要する資材の購入費
b 消耗品費	取組に要する消耗品の購入費
c 人件費	取組に要する日当等の人件費
d 借料・損料	取組に要する機材等の借料及び損料
e 雑役務費	取組に要する委託料等の経費
f その他	取組を効果的に進める上で必要と市町村が認めた経費